

事務連絡  
令和2年7月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
（マスク等物資対策班）

### 医療用物資の備蓄体制の強化について

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び手袋をいう。以下同じ。）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム）のWEB調査を活用して、新型コロナウイルス感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関等に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

G-MISのWEB調査の結果によれば、医療用物資の種類により差はあるものの、医療機関等の在庫状況は概ね改善傾向にあります。このような中、感染の次なる波の到来等があっても安定した医療提供体制を継続できるよう、計画的に備えを行っていくことが必要です。

このため、国としては、医療用物資に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行し、今後想定し得る感染拡大にも十分耐えうる数量の備蓄を進めることとします。ただし、医療用物資の種類によって、国内外の需給状況や民間商流の回復状況は異なることから、移行については、G-MISのデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、物資毎に順次移行していくこととしています。

以上を踏まえ、国としては、下記の対応を講じることといたしますので、都道府県におかれましては、備蓄の強化等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）は引き続き実施してまいります。

また、今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施していくことを想定しています。

## 記

### 1 移行の対象となる医療用物資

- G-MIS のデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、まずは、サージカルマスクを移行対象とします。
- その他の医療用物資については、上記の状況を見つつ、今後の移行を検討します。移行の際は、改めて、事務連絡でご連絡いたします。
- 移行の対象となった物資については優先配布を休止しますが、今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施していくことを想定しています。
- また、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）を引き続き実施します。

### 2 移行の際に講じる措置

#### ① 「特別配布」の実施について

- 移行対象となった物資については、今後感染が再燃した場合に即座に現場が対応に当たれるよう、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、感染拡大時等の緊急時に使用すると見込まれる量の1ヶ月分程度の医療用物資を配布（以下「特別配布」という。）します。
- 特別配布の都道府県別の配分や医療機関等への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたしますが、上述のとおり、都道府県及び医療機関等で必要な備蓄が構築できる量を配布しますので、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用いただくようお願いいたします。
- サージカルマスクの特別配布については、全国合計で約8,100万枚を、8月中に2回に分けて配布する予定です。具体的な都道府県別の枚数等は、別途ご連絡いたします。

## ② 国及び都道府県の備蓄体制の強化

- 移行対象となった物資については、引き続き、感染の流行の広がりにより即時に機動的に対応できるようにするため、国において、今後想定し得る感染拡大にも十分耐えられる数量の備蓄を進めます。
  
- 都道府県においても、医療機関等においてクラスターが発生した場合等の緊急時に即時に柔軟に対応できるよう、備蓄のために必要な場所を適切に確保した上で、国からの特別配布分のほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用し、必要量を備蓄いただくようお願いいたします。

※ 都道府県が新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等に配布することを目的として医療用物資を購入する場合の費用や物資を備蓄する場所（倉庫等）を確保する費用については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することが可能です（健康局結核感染症課、医政局医療経営支援課協議済み）（別添 1、2）。また、国配布の医療用物資に係る備蓄や配送の費用については配布事業費として国で財政措置をしています（別添 3）。これらのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用しつつ必要な備蓄を進めていただくようお願いいたします。

（注）別添 2 の Q&A の「一時的に保管する場所を確保するための費用」については、一週間、一か月といった短期間の保管のみを対象とする趣旨ではなく、新型コロナウイルス感染症対応のための保管について対象としています。

- なお、介護施設等で感染者が発生した場合など緊急時には、令和 2 年 6 月 12 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通」に基づき、必要に応じ衛生部局の備蓄を活用するなど、関係部局が連携して、必要な医療用物資を融通して対応していただきますようお願いいたします。
  
- 移行対象となっていない物資については、引き続き国として優先配布を継続しますが、各都道府県におかれても、緊急時等の対応に向けて必要な備蓄を進めていただくよう、併せてお願いいたします。

※別添1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金対象整理表

※別添2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A (第4版) (抜粋)

※別添3 「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」等に関する質疑応答集 (Q&A) について (その6) (抜粋)

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8135、8209

03-3595-3454

「医療用物資の配布に関する事務連絡」	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」において、医療用物資の備蓄経費が対象になるか
①感染症指定医療機関等	○ (新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)
PCR・抗原検査のための検体採取を行う医療機関	○ (帰国者・接触者外来等設備整備事業)
施設内で感染者が発生した場合など緊急時の医療機関・介護施設等	○ (医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業) ※ただし、介護施設を除く。
②重症度が高い患者が入院する等の病院	○ (新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)
③在庫の不足の程度など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等 (病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局)	○ (医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)
④その他特別の事情がある医療機関等 (病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、軽症者の療養を行う宿泊施設)	○ (病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局の場合は医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業) (軽症者の療養を行う宿泊施設の場合は新型コロナウイルス感染症対策事業)
※上記①を除く介護施設等	×

※介護施設等で感染者が発生した場合など緊急時においては、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通」に基づき、必要に応じ衛生部局の備蓄を活用するなど、関係部局が連携して、必要な医療用物資を融通して対応。

※購入可能な医療用物資については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱による。

(別添 2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q & A (第 4 版)

令和 2 年 5 月 13 日 第 1 版

令和 2 年 6 月 16 日 第 2 版

令和 2 年 7 月 1 日 第 3 版

令和 2 年 7 月 3 日 第 4 版

5 国からの配布など交付金以外の方法で整備した個人防護具の保管費用を交付金から支出することはできますか。

(答)

- 本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が適切な医療を提供できるよう、必要な個人防護具等をあらかじめ整備することです。
- 都道府県としては、本交付金だけではなく他の方法によって整備するものも含めて、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関への配布の体制整備を行う場合があります。
- これら都道府県が整備した個人防護具について、必要な時に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関へ迅速に配布するために、一時的に保管する場所を確保する費用については、事業の目的の達成に必要なものであるため、補助対象となります。
- なお、帰国者・接触者外来等設備整備事業においても、同様の考え方となります。

(別添3)

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」  
に関する質疑応答集 (Q&A)

問5

都道府県から医療機関へ配布する場合の配送費の負担について。

(答)

医療機関向けのマスクの医療機関等への配布について、国直送ではなく、都道府県から配布する際に、国が契約する運送業者を利用いただく場合には、その配送費を国が負担します。また、その際の人件費や倉庫の借り上げなど、配送費以外の費用についても国が負担します。

※令和2年6月26日付け事務連絡「「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」等に関する質疑応答集 (Q&A) について (その6)」より抜粋